死刑廃止決議無効確認等請求訴訟の提訴について

弁護士　南出喜久治　令和二年十一月十六日

本日、京都地方裁判所に、日弁連と京都弁護士会を被告として、死刑廃止決議無効確認等請求訴訟（京都地方裁判所令和二年（ワ）第三四二八号事件）を提起しましたので、その訴状を資料として提供します。

死刑制度の存続を求める世論が圧倒的な中で、本件訴訟は、死刑廃止を肯定する決議だけでなく、それを否定する決議についても非とする訴訟ですので、これを理解してもらふための説明が必要になると思つてゐます。

この訴状の起案中であつた十一月三日に、アメリカ大統領選挙があり、翌四日に、トランプ大統領がホワイトハウスで演説した内容の中で、極めて印象的な言葉がありました。

それは、「私たちは、少数意見を認めることは決してしません。」といふ言葉です。

これは、民主主義が素晴らしいと絶賛して美辞麗句を並べ立てたとしても、結果は、多数者によつて少数者を否定することが民主主義の本質であることを見抜いてゐるからです。

しかし、物事には、多数決では決められない事柄が多くあります。少数者の自由を否定する多数者の横暴は許されないのです。民主主義とは、多数者によつて少数者の意見等を否定する制度であり、できる限り、多数決によつて決められる事項を拡大しようとして、民主主義の領域で多くのことを決しようとするのが民主主義の思想です。

これに対し、多数決で決められない事項の領域を拡大し、民主主義が通用する領域を限定して、少数者の自由を守らうとするのが自由主義の思想です。

そのために、民主主義とは、現実には厳しい相克状態にあり、常にこのことをまづ理解してもらふ必要があります。

日弁連の死刑廃止論は、そもそも非科学的であり、死刑廃止による犯罪抑止力への影響についての科学的根拠を示すことができません。これは、初めに結論ありきの宗教思想に類似した思想です。ですから、この数決に馴染むものではなく、自由主義を否定するものです。

現在、審理中の、京アニの事件や座間市の事件などでも、日弁連は、死刑判決を出すなとか、死刑廃止を公然と唱へるのでせうか。

日弁連が福井市で開催された人権擁護大会において、平成二十八年十月七日に死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言の決議をしましたが、天台宗尼僧の瀬戸内寂聴が、「殺したがるバカどもと戦つてください。」といふビデオレターのメッセージを寄せました。

この発言は、死刑制度が廃止されれば、死刑になる心配は一切なくなるので、思ひ切つて何人でも、どんな残酷な方法でも人殺しができると考へてゐる「殺したがるバカども」への熱烈な応援メッセージに他なりません。悍ましい限りです。

また、この死刑廃止議案を否決した京都弁護士会の総会決議についても、これを是とすることはできません。これは、死刑廃止論といふ特定の思想を否定するといふ思想決議であり、やはり自由主義を否定するものです。京都弁護士会の執行部は、死刑廃止決議案が否決されたために、死刑廃止の方向に向けての死刑執行停止を求めてゐます。

しかし、そもそも、このやうな議案を多数決によつて決議すること自体が、自由主義の否定となり、日弁連の機関雑誌である『自由と正義』の理念を否定するものです。日弁連と弁護士会が運営において守るべきは「自由」であり、「民主」ではありません。しかも、この「自由」をはき違へてゐます。本来であれば、会員の活動の「自由」とその環境を守るべきなのに、日弁連や弁護士会の政治活動や思想運動を「自由」に行へると錯覚してゐるのです。

宮崎県弁護士会、札幌弁護士会、滋賀弁護士会て〝死刑廃止の決議をしたとか、否決した弁護士会か〟京都と埼玉であるといふやうなことを論ずること自体が間違つてゐるのです。

何も決議しないといふのが正しい立場なのです。

弁護士は、日弁連と全国の弁護士会に所属しなければ弁護士として活動できません。これは強制加入の団体です。そのやうな団体が政治活動や思想活動をすることは目的外行為であつて違法な行為です。弁護士法は、日弁連と弁護士会の目的を「弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。」としてゐますので、政治活動や思想運動は目的外行為であり違法です。

弁護士法は、その立法趣旨からして、弁護士に対する懲戒権を国家に行使させずに日弁連及び弁護士会が独自にこれを行ふといふ弁護士自治の範囲内で目的が定められてゐることからして、日弁連及び弁護士会に、政治的、法律的その他一切の学理的な特定の見解や意見を表明したり、その行動等を行ふことの権限は付与されてゐないのです。

ところが、日弁連と弁護

（裏面へ続く）

令和2年12月号（280号）
（皇紀2680年）　毎月1日発行

新風

編集人　瀬戸　開
発行人　魚谷哲央
年間購読料＝2,000円

維新政党・新風本部
〒604-0934 京都市中京区麩屋町通二条下ル
第2ふじビル4階
TEL.075-708-3700 FAX.075-708-3800
https://shimpu.jpn.org/
otayori@shimpu.jpn.org

新風驟雨（しんぷうしゅうう）

▼令和二年十一月二十五日、神奈川県横浜市の鶴見神社にて三島由紀夫大人命、森田必勝大人命の五十年祭が催行されました。その日は未だ目覚めることのない日本に向けて、両大人の涙のやうに雨が降つてゐました。▼「日本を取り戻すとはひとりひとりが最後の日本人になることだ！」三島由紀夫烈士の言葉が沸々と甦つてきました。我々は日本を取り巻く環境が、たとへどのやうに変遷しようとも、「ただ日本精神の最も純粋、最も正しいものを開顕しようと日夜励んでゐればよいのである。暗夜に、大和魂といふ一点のらふそくの火を見つめてゐればよいのである。断固として動かないものを内に秘め、動揺する日本の中軸の中軸に端坐してゐればよいのである！▼その決意を引き継ぎ、日々の活動に専念することを改めて心に誓つたところでした。新風は驟雨と烈雨になつて、目先に捉はれ悲観することなく、百年、二百年…といふ巨視眼を以つて、虚妄と偽りの戦後といふ日本に堆積した土砂に少しでも風穴をあけるべく、その使命と赤誠と覚悟を呼び覚まし、日々活動の杭を打ち込んでいかなければならない！　（児）

本紙目次

一頁…
●死刑廃止決議無効確認等請求訴訟の提訴について
二頁…
●党声明　他